

# 容易な耐震診断調査による 除却工事

## 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」

令和7年度から、申請者自らが実施する「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による耐震診断によって、倒壊の危険性があると判断できるものについて、除却工事の補助の対象となりました。（補強計画・補強工事は対象外です）

## 対象となる住宅

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された戸建て木造住宅（3階建て以下）であること。

- ※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法を対象とし、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。
- ※ 戸建てとは、1戸建て住宅を対象とし、長屋建て住宅、共同住宅は対象外です。
- ※ 住宅の離れは対象とし、店舗等併用住宅は対象外です。

## 対象確認チェックリスト

- ※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。
- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された戸建て木造住宅です
- ハウスメーカー等の住宅ではありません（ハウスメーカー等の場合は建築指導課にお問合せください）
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法により建てられたものです
- 建物の柱、梁、小屋組み、壁などの構造体は全て木材作られたものです
- 階数は3階以下です
- 建物のすべてが住宅の用に供されています
- 調査票Ⅱ)の項目にすべて該当します
- 調査票Ⅲ)の項目に1つ以上該当します

## 容易な耐震診断調査票による申込みの事前準備

以下の書類等をご用意ください。

- ・ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」原則、住宅の所有者が調査票に必要事項を記載してください。
- ・ 調査票Ⅲ)の項目に該当することが分かる写真  
住宅全体が分かる写真  
例えば、近隣の建築物が写り込むような当該住宅全体の写真  
危険性があると判断できる箇所の写真  
例えば、住宅の「北面」や「南面」など、どのあたりにあるか示すもの及び、該当箇所のアップ写真

## 「申込み」から「補助金交付の確定」まで

16ページ除却工事「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順をご覧ください。

原則、住宅の所有者が「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 上記「事前準備」書類等
- ・ 除却工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類

## 参考 除却工事補助金の額

除却工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 869,565	左欄の額の 23/100（※1）	補助金の額を除いた額
869,566 ～	200,000	200,000 を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。